

休日保育用就労証明書 ご記入上の注意

[休日保育用就労証明書の目的]

・この証明書は、休日※における保育園の利用を希望する保護者の方が、就労により家庭でお子様を保育できないことを証するための資料となります。これ以外の目的には使用いたしません。

※休日・・・①日曜日、②祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）、③年末（12/29～12/31）

（ただし1/1から1/3を除く。）

[証明書を記入してくださる企業等の担当者の方へ]

- ・「証明者名」は就労を証明できる方であれば必ずしも雇用主でなくても結構です。（例 営業所長、人事担当課長など）
- ・「勤務地」については、実際に勤務しているところの所在地等をご記入ください。
- ・「休日における就労日及び時間」については、証明時点で未定である場合には予定としてご記入いただいで結構です。
- ・ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

船橋市役所子育て支援部保育認定課 ☎047（436）2330

[保護者の方へ]

- ・証明内容について、勤務先に問い合わせる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・証明内容に不正が認められた場合には、休日保育利用の承認を取り消します。
- ・ご不明な点がございましたら、休日保育実施保育園又は市役所保育認定課（☎047-436-2330）までお問い合わせください。